⑶　申請書の提出方法　持参又は郵送による申請をする場合は、①又は②に掲げる書類等を別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、３の⑵により申請書の提出先となる森林管理局等の提出場所に持参又は郵送により提出する（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）。

①　建設工事契約

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

イ　営業所一覧表

ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合に限る。）

エ　工事経歴書

オ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し（建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、総合評定通知書の写しのほか、当該事実を証する書類。）

カ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合に限る。）

キ　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３）の写し

ク　申請者が11に規定する合併等により新たに設立された会社等で合併後５年未満の場合には、当該事実を証明する書類

ケ　グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書

コ　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

サ　専門技術職員を有する場合は、その職員の登録証等の写し

シ　平成25年度末までの４年間に林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、当該工事に係る契約書の写し、優良工事表彰状（又は表彰通知書）の写し及び工事成績評定通知書の写し（優良工事表彰状、表彰通知書の写しについては、表彰を受けている場合に限る。）

ス　資格確認通知書等の送付用封筒（長形３号の封筒に申請者の送付先を記載の上、82円分の切手を貼付したもの）

②　測量・建設コンサルタント等契約

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はいずれかの写し（法人の場合に限る。）

オ　登録証明書等又はその写し（登録を受けている場合に限る。）

カ　財務諸表類

キ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３）の写し

ク　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

ケ　資格確認通知書等の送付用封筒（長形３号の封筒に申請者の送付先を記載の上、82円分の切手を貼付したもの）

インターネットによる申請をする場合は、２の⑶の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３の⑴においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、３の⑴において入手したパスワードを入力して送信する。ただし、以下のａからｅまでの規定によりそれぞれに規定する書類等を別途提出するものとする。

なお、申請者が経常建設共同企業体の場合等、インターネットによる申請ができない場合は、２の⑴又は⑵の持参又は郵送による申請をすることとする。どのような場合が「インターネットによる申請ができない場合」に該当するかについては、以下のホームページアドレスへのアクセスにより入手できる競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］（平成27・28年度版）で確認することができる。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

ａ　建設工事契約にあっては、①のキに掲げる納税証明書の写しを平成26年11月４日から平成27年１月15日までの間に別記２に掲げる送付先にファクシミリにより送信すること（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

ｂ　建設工事契約又は測量・建設コンサルタント等契約のいずれにあっても、①のス又は②のケに掲げる送付用封筒を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

ｃ　建設工事契約にあって、申請者が専門技術職員を有する場合は、①のサに掲げる書類を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

ｄ　建設工事契約にあって、申請者が林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、①のアに掲げる申請書のうち様式１―３及び①のシに掲げる書類を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

ｅ　建設工事契約にあって、申請者が11に規定する合併等により新たに設立された会社等で合併後５年未満の場合は、①のクの書類を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

○ｂからｅまでに掲げる書類等の提出期間

平成26年12月１日から平成27年１月15日（郵送の場合は当日消印有効）までの間とする。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日及び平成26年12月29日から平成27年１月３日までの間を除くものとし、受付時間は10時～12時及び13時～16時とする。

○ｂからｅまでに掲げる書類等の提出場所

別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、⑵により申請書の提出先となる森林管理局等の提出場所

⑷　申請書類の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。

②　提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争参加資格を付与しない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、申請者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

⑶　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者を含む。）

①　契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者